vol.

March 2011

Abitus

IFRS CONSORTIUM 2011 Mar

## 2011年度、企業は何をなすべきか IFRS導入企業の実際とIFRSの最新動向について

あらた監査法人 代表社員 公認会計士 アカウンティング・サポート部 IFRSテクニカルリーダー 木内仁志氏



### IFRSの最近の動向

IFRS は大きく変わろうとしている。これまで「金融商品 - 負債」等の最終基準に加え、「金融商品 - ヘッジ」「資産と負債の相殺」等の公開草案が公表された。IASBは 2011年6月までに「金融商品(全体)」「リース」「収益認識」「保険契約」など主要な会計基準を制度化しようとしている(その後のIASBのワークプランの見直しにより、2011年下半期の予定となった)。ただし、7月以降も、「財務諸表の表示」「資本の特徴を有する金融商品」「法人所得税」「引当金」「排出権取引」など課題は残り、引き続き改訂がある。米国基準とIFRSでコンバージェンスの動きは加速している。G20からの要請もあり、単一で高品質な会計基準(現行ではIFRSを想定)の策定という大きな流れに変化はなかろう。

IFRSの影響の広がりと現実性のある基準への変換は、大いに感じるところがある。IFRSが世界に及ぼす影響はますます大きくなり、理想の追求から実務への配慮の色彩が強くなっている。基準作りに世界が参加し、日本からの発信も重要だ。ことに、「収益認識基準」「リース会計基準」「金融商品会計」などで顕著な動きがみられ、最終的には実務への配慮が目立つ。日本では公開草案が出るとそのまま決定するケースが多いが、IFRSの最近の基準は、公開草案が出た後、多くのコメントレターが集まり、公開草案は跡かたもなくなるケースもある。公開草案をベースにプロジェクトを進めている企業は、その後の変更内容のタイムリーなキャッチアップが極めて重要だ。

### 日本の動き、世界の動き

IFRSが変わっていく中で、日本の動きを概観してみると、3 月期決算の企業にとって、2012 年3月期は、極めて重要な期間 となる。具体的には東京合意で

の既存の差異解消期限が今年6月に迫っている。日本はどう終わらせるのか、東京合意をどう結論づけるのか。 当然、IFRSの変化に伴い、日本基準も変えていく状況が続く。既存の差異解消に関する検討は、単体財務諸表に関する検討会議(以下、「単体検討会議」という)の影響も受けるだろう。

2012年3月期はIFRSだけでなく、日本の会計基準、 米国の動向、日本の検討状況が大きく見えてくる期とな ろう。ASBJの日本基準プロジェクトは、東京合意で決 定した、既存の差異の解消について、「企業結合」と「無 形資産(研究開発費)」の2項目を残してほぼ終了した。 単体検討会議の議論が順調に進めば、残りの基準に関す る公開草案も速やかに公表されると考えられる。

そもそも単体財務諸表に関する検討会議は、連結先行アプローチの中で、単体財務諸表に適用される会計基準へのコンバージェンスを議論すべく発足した。ASBJは、ここでの議論の結果を十分に斟酌して最終判断することになっている。メンバーは企業の方が多いが、公認会計士協会、東証、アナリスト協会等からも参加。オブザーバーとして金融庁、法務省、経産省等が集結している。開発費、のれん、退職給付、包括利益について、個々の会計基準ごとに

単体でどうあるべきかか議論され、3月の会議をもって終 了の予定となっている(その後震災の影響で延期された)。

ここで、上場企業、非上場企業に分けて、連結財務諸 表と単体財務諸表にどの基準が適用されることになるの かを整理してみる。まず、上場企業は連結財務諸表を作 成しており、連結財務諸表のベースとなる日本基準が IFRSにコンバージェンスされている。そのような中で、 IFRS を直接適用しようとしているわけだ。「対象企業 はどこか」「いつからか」は、今後の検討課題だ。一方、 単体については、単体財務諸表に関する検討会議で議論 されている。単体の議論は上場企業だけではなくて、す べての非上場企業に関連してくる。そこで、日本基準を 単体でも IFRS に近づけていくのか。開発費の資産計上 を、非上場企業にまでやらせるのかなどが議論されてい る。これは上場企業にとっては単体をどのベースで作成 するべきかという問題につながる。上場企業の中には、 単体も IFRS で作成させてほしいという企業がある一方 で、単体は税務に直結している項目が多く、単体は単体 で別に会計基準を決めるべきだという意見もある。結果、 ①現在のコンバージェンスされつつある日本基準、② IFRS、③新しい単体専用の日本基準の3つの基準が単 体に適用される可能性がある。今後の1年間の注視が必 要だ。

他方、米国はすでに、「アドプション」という言葉は使っておらず、「インコーポレーション」という言葉へ移行している。アメリカの財務報告システムに IFRS を "組み込む"という意味であり、今はその方法について議論されている。SEC の情報は堅牢に守られているが、我々の見解では、現時点では何も決まっておらず、年末までには何らかの方向性を示すと思われる。2015年、16年あたりがいちばん早い適用の時期になりそうだ。ただし大方の予測はあらゆる選択肢が検討されながら、一斉適用ではなく、段階を踏んだものになる、というものだ。

対して日本は2012年をめどに意思決定するという金融庁の方針に変わりはない。新メンバーでスタートした企業会計審議会で議論が行われる可能性はある。対象企業は未定で、適用時期については十分な準備期間をとるとされている。2015年3月期からの上場企業への強制適用は十分な準備期間をとったとは言えそうになく、2016年3月期以降からの適用となる可能性もある。

### 企業は何をなすべきか

こうした動きの中で、今企業は何をすべきか。ここで は、強制適用まで待つことを睨んで早期適用しないとい う企業が、2011年度にすべきことを考えてみたい。

2016年3月期から強制適用されることを想定すると、2014年4月1日に移行日がやってくる。もし、強制適用が2015年3月期であれば、移行日は2013年4月1日となり、2012年のIFRSの導入決定後、すぐに移行日がくることになり、金融庁のいう「十分な準備期間をとる」のは難しいことから、2015年よりも2016年3月期のほうが強制適用の可能性は大きそうだ。そこで、2016年3月期適用を前提に話を進める。

2012年3月期は、IFRSの改訂、日本基準の改訂、 米国の決定等大きく環境が変わる時期である。そうした中で、①目標設定・プラン作成、②課題リストの作成が、 非常に重要となってくる。そして、優先順位の高い項目 については、③会計方針の決定を進めるべきだろう。

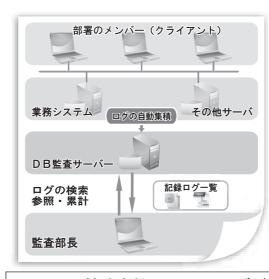
財務報告における目標(ゴール)をどこに置くかを考 えるとき、単なる IFRS の適用ではなく、「世界の同業 他社と同じ尺度、グローバルな基準 (IFRS) への移行」 と考えてもらいたい。自社の最終目標を明確に持ち、軸 足をぶらすことなく、フレキシブルに軌道修正すること が重要だろう。目標設定についてもう少し言えば、日本 基準を理解しているのは日本人だけであると言っても過 言ではない。海外の大半の人々に、日本の確定決算主義 に基づく考え方や特別な詳細な規定は理解されない。日 本基準でつくられた数字も詳細には理解されづらい。 IFRS を使うことで、外部からの財務報告内容の理解可 能性は大きく高まる。こうした点も今後、課題リスト作 成の際に考慮していただければと思う。そして、タイム リーにアップデイトして、つねに最新の課題リストを 持っておく。課題リストは、プロセス・システムへの影 響度合いによって優先順位をつけるが、ことに「海外子 会社の決算期の統一」と「会計方針の統一」は、IFRS 導入いかんにかかわらず検討をおすすめする。

会計方針の決定に当たっては、実態を適切に把握し、 様々な観点から判断すべきだ。重要性の高いものについ ては、2012年3月期に検討することが望ましい。

最後に、以下の5項目を2011年度に企業がなすべき、 重要な検討課題としてあげておく。

- ① IFRS および日本基準の動向を適時適切に把握
- ②課題リストの作成とアップデイト
- ③目標設定とプラン策定
- ④優先順位の高い項目への対応開始
- ⑤グローバル会議の開始
  - よりよい準備と実行がなされることを願っている。

(本稿は 2011 年3月1日に行われた IFRS CONSORTIUM 2011 Mar の講演内容を編集部にてまとめたものです。)



# データベース監査ソリューション SSDR終存

▶内部統制に向けた監査の準備は万全ですか?

- **▶データベースの操作履歴を正しく分析できていますか?**
- **▶膨大な時間をかけて手作業で監査作業を行っていませんか?**
- 簡単・使いやすい・親しみやすい

特徴1:低コスト・短期間での導入

特徴2:チェックボックス主体のカンタン操作

特徴3:定期監査レポートも容易に出力が可能

株式会社 システムエグゼ TEL: 03-5542-5591 FAX: 03-5542-5594 〒104-0033 東京都中央区新川2丁目1番5号 THE WALL6階

http://www.ssdb-utility.com e-mail: p-sales@system-exe.co.jp

サーバアクセスログ監査ツール

# ALog ConVerter. Ver 4.5

・サーバ監査ログ市場、3年連続 60%以上のシェア!

+1. 300社 14. 000サーバの導入実績!!

ALog ConVerterは、監査証券として必須となっている[アクセスログの保管]をサーバ・イベントログから取得するタイプのアクセスログ監査ツールです。PCやサーバにエージェント[常柱ソフト]を設置せず、ファイル・アクセスログや管理者のOBアクセスログ、管理者のサーバ提作ログ などが収集できます。

『収集』、『翻訳変換』、『検索』、『分析レポート』の充実した各機能を備えたオールインワン v(ッケージで、ほ 価格 短時間で導入でき、適用も簡易でコスト v(フォーマンスに優れた製品です。

『統合監査システム』は、アカウントー質表やフォルダ・アクセス権一覧等のサーバ設定情報をエージェント 心 スで収集、ログデータと作業申請書のデータ変合処理まで、報広い製品ラインナップをご用意しております。



## 『IFRSシステム対応の実務』

評者: 高田橋 範充氏

中央大学専門職大学院 国際会計研究科 国際会計研究科長 教授 経済学博士

IFRS に関する企業の関心は、昨年暮れ当たりから加速化し始めている。それは、われわれの大学院で実施しているセミナーの応募状況などにも、はっきり現れている。また、受講者の興味も2年前には、IFRS の国際的動向など、いわば総論的な領域にあったが、最近ではいかに IFRS を導入するかという実践的な領域に移行しつつある。IFRS を実践的に導入しようとすると、当然のことながら、情報システムをどう対応させるかが当面の問題として浮上することになる。

しばしば指摘されるように、固定資産会計における複雑性の増加や、収益認識プロセスの変更による業務システムへの影響は、想像以上に甚大なものになるものが予想され、企業としても IFRS に関連する情報システムへの追加投資の必要性が関心事になりつつある。その関心は、近年の JSOX 法の経験と結びつき、ある種の不安に結びつきつつあるように思われる。

本書は、このような企業の不安を解決するためには、 最適な1冊といえるであろう。本書はIFRSへのシステム対応を、前述した個々の論点、固定資産、収益認識な どの論点ごとの解説だけにとどまらず、IFRSへの対応 をどのようなシステムの設計思想に従って行われるべき かを明確に意識して、一貫したソリューションを提供し ようとしているところにその特徴があるといってよいで あろう。

IFRS の会計情報システムに対する最大の影響は、複数帳簿の必要性ということに尽きるように思われる。 IFRS が仮に 2015 年から導入されたとしても、税法基準に従った会計処理や、あるいは個別財務諸表の作成プロセスが消滅するわけではない。現在の動向では、いわゆる連単分離の方向性で進むことが予想されるので、少 なくとも二つの会計処理に従った帳簿組織を作成した方が、決算早期化の視点からも望ましいといえるであろう。また、よりグローバルに展開する企業では、管理すべき帳簿形式は単純に進出した国数だけ必要ということになるであろう。この複数帳簿に関する解答こそが、IFRSの対応には不可欠な要素といえるが、本書はこの点に関し、リレーショナルデータベースで実現することを提案する。

本来的にERP はこのようなデータ共有性を土台としたものであると思われるが、多くのERP において手続き的な色彩が強いのも事実である。この柔軟性の低さはIFRS の対応を困難にすることと思われる。もちろん、急速にこのようなシステム変化を本書はすべての企業に求めているわけではなく、その企業状況に応じたシステム構成を可能にするように、連結レポーティング、GL、業務、といった三層の共有化レベルを提案し、それに応じた方法論も提供している。

実は、私自身の博士論文テーマは、会計データモデル 論の展開であったが、本書を読み進めているうちに、IT



日本オラクル IFRS システム研究会著 (日本実業出版社刊・3150円)

### アビタス通信 Vol.18 2011年3月31日発行

発行―――株式会社アビタス

〒 151-0053 東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー 15F

発行人——三輪豊明

編集担当一広報・笹原

abitus@abitus.co.jp TEL 03-3299-3223

本誌よりの無断転載・訳載を禁ず

#### アビタス・ネットワーク

【新 宿】〒 151-0053 東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー 15F

TEL 03-3299-3330 FAX 03-3299-3777

【八重洲】〒 103-0027 東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント 4F

TEL 03-3278-8800 FAX 03-3278-8801

【大 阪】 〒 530-0001 大阪府大阪市北区梅田 2-5-2 新サンケイビル 8F 108-6341-1020 123 06-6341-1088

【上 海】上海市西蔵中路 268 号 来福士広場 3905 室

URL http://www.abitus.com.cn